

## 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例について

### 1. 条例の概要

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（以下、「共生条例」という。）は、県があらかじめ保護・保全すべき地域をゾーニングした上で、市町村の申出に基づき自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生する「共生区域」を定めるとともに、事業者には、再生可能エネルギー事業の実施にあたり、地域との合意形成手続きを義務付けるものであり、本年7月1日に施行されている。

共生区域の指定にあたっては、地域の意見を集約するため、市町村が協議会等を設置し、協議・検討をすることが必要となる。

#### (1) 対象事業

太陽光又は風力発電所を陸域に設置し、発電する事業を対象とする。

太陽光:2,000kW 以上、風力: 500kW 以上

なお、共生区域外に対象の発電施設を設置した場合、事業者に共生税が課税される。

（共生税条例は未施行）

#### (2) 関係者の役割

県：共生に関する総合的な施策を策定し、市町村の協力を得てこれを実施する。

事業者等：再生可能エネルギー発電事業の実施に当たって地域の自然環境、景観、歴史・文化等と共生が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、市町村及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築するよう努める。

県民：県が行う共生に関する施策に協力するよう努める。

市町村：再生可能エネルギー発電施設の設置場所の市町村は、事業者に対して共生のために必要な情報を提供するほか、住民に十分な情報を提供するよう促す。また、住民の意見等を踏まえ、県・事業者と協力し、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの円滑な導入の促進を実現していくよう努める。

#### (3) ゾーニング

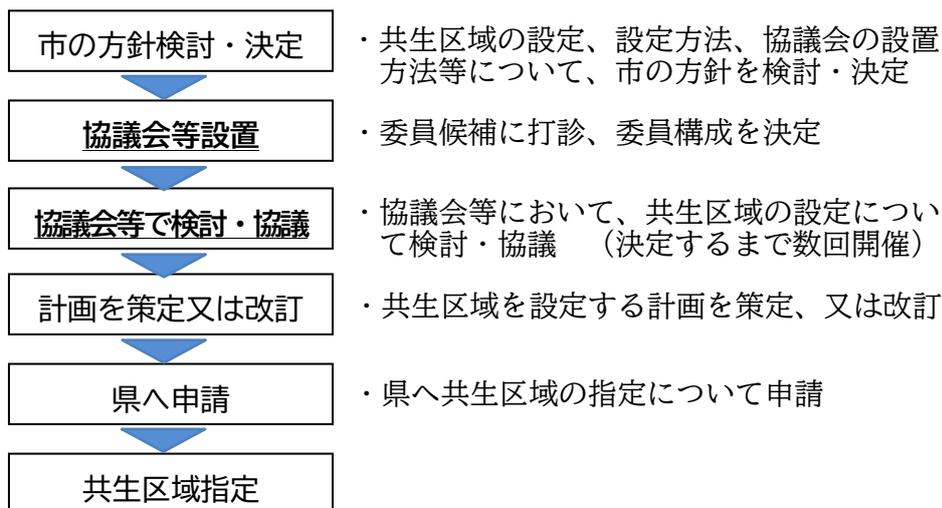
広域的な視点から守るべき環境を保全するため、あらかじめ本県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分（ゾーン）を明示し、設置計画立案段階から地域区分に応じた配慮を求める。具体的には、「保護地域」「保全地域」「調整地域」の3地域に区分し、調整地域又は保全地域のうち、市町村が再生可能エネルギー発電施設の設置を促進しようとする区域であって、地域との共生を図ることができると知事が認めた区域を「共生区域」に指定する。

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
保全地域	共生区域 自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域)
	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。

## 2. 協議会等について

当市における共生区域を検討するため、共生条例運用ガイドラインに基づき、学識経験者等の第三者を構成員に含む「(仮称)再生可能エネルギー検討会議」を設置し、その意見を聴きながら検討を行い、共生区域を設定する計画の来年度中の策定を目指す。

### <共生区域を指定する場合の流れ(案)>



### <委員構成について> ※15名程度を想定

行政機関(県・市担当課長等)、地域住民(町内会等)、産業団体(農業団体、森林組合、観光団体、商工会議所・青年会議所等)、地域団体(環境保全団体等)、有識者(自然環境、生活環境、気候変動等)、再エネ事業者団体、電力会社(東北電力)、金融機関、八工大等

## ゾーニングの設定「保護地域・保全地域」以外の地域は「調整地域」

### 保護地域

- ・ ラムサール条約湿地
- ・ 世界文化遺産（緩衝地帯の区域を含む）
- ・ 世界自然遺産
- ・ 自然公園区域（国立公園／特別保護、1種、2種、3種）
- ・ 自然公園区域（国定公園／特別保護、1種、2種、3種）
- ・ 自然公園区域（県立自然公園／1種、2種、3種）
- ・ 自然環境保全地域（国指定）（野生保護、特別、普通）
- ・ 自然環境保全地域（県指定）（野生保護、特別、普通）
- ・ 鳥獣保護区（国指定・県指定）（特別保護地区）
- ・ 国指定文化財等（史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区）
- ・ 県指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）
- ・ 保護林
- ・ 緑の回廊（国有林・民有林）

### 保全地域

- ・ 自然公園区域（国立公園／普通）
- ・ 自然公園区域（国定公園／普通）
- ・ 自然公園区域（県立自然公園／普通）
- ・ 県開発規制地域（県指定）
- ・ 県緑地保全地域（県指定）
- ・ 鳥獣保護区（特別保護地区を除く）
- ・ 保安林（保安施設地区を含む）
- ・ 国有林（保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く）
- ・ 地域森林計画対象林（保安林、保安施設地区を除く）
- ・ ふるさとの森と川と海保全地域

※その他配慮すべき事項・エリア等(県ガイドラインに記載)

例：生物多様性重要地域三陸ジオパーク、根城（日本100名城）、  
地すべり防止区域、土砂災害警戒区域 etc.

## ゾーニングマップ

環境省（EADAS、自然環境調査 WebWeb-GIS）、国土交通省  
（国土数値情報）の公表データを基に県環境政策課作成

※次の地域については、GISデータがないため、  
ゾーニングマップに反映されていません。

- ・ 国指定文化財等  
（史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区）
- ・ 県指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）
- ・ ふるさとの森と川と海保全地域

